

「第12回 国際海上コンテナの陸上運送に係る安全対策会議」議事概要

日 時： 令和4年3月8日（火） 16:00～17:30

場 所： WEB形式（中央合同庁舎3号館8F第1、第2会議室）

出席者： 亀山委員、池田委員、今井委員、木村伸児委員、木村雅哉委員、幸村委員、須山委員、湊上委員、松谷委員、村瀬委員、脇坂委員

大臣官房審議官（自動車局）、大臣官房参事官（物流産業）（代理）、道路局企画課長（代理）、道路局道路交通管理課長（代理）、自動車局安全政策課長、自動車局貨物課長（代理）、自動車局技術・環境政策課長（代理）、海事局外航課長（代理）、海事局検査測度課長（代理）、港湾局港湾経済課長、港湾局計画課課長補佐、警察庁交通局交通企画課長（代理）、経済産業省商務・サービスグループ物流企画室長（代理）

議事次第に沿って、事務局及び港湾局計画課からの資料の説明後、質疑応答が行われた。主な内容は以下の通り。

議題（1）国際海上コンテナの横転事故等の発生状況

- 横転事故が発生している多くは輸入コンテナであり、中身の把握が難しい実状がある。横転事故が発生した際の調査では、安易に運転者原因とすることがないよう、事故発生前の固縛状況等についてしっかりと原因究明されたい。
- コンテナ過積載、偏荷重、フレキシバックからの漏洩等で事故が生じた場合の責任について、運転者の過失が無かった場合の責任は荷主に課すべきではないか。

議題（2）令和3年度の活動報告

委員からの特段の意見なし

議題（3）国際海上コンテナの陸上運送の安全確保に係る調査結果について

- 陸上運送の安全確保のため、特に梱包情報の伝達は重要なものと思料。今回の調査結果を踏まえて、梱包情報の伝達についてはさらに徹底をされたい。
- 今回、運転者向けの調査については、全港湾に属する運転者だけでなく、組織外（下請け、協力業者）の運転者にも協力頂いた。特に組織外の運転者に周知不足が推測されるため、対策を講じるべき。
- 荷主からの梱包情報の伝達、時間に余裕をもった運送依頼などまだまだ改善の余地があると見受けられる。経産省主導でパートナーシップ構築宣言という運動を進めており、今日時点で6,047社が宣言している。この枠組の中で情報伝達の推進等を進めていく方法も考えられる。
- 行政から荷主に向けた依頼文を発出することも効果があるものと思料。
- 主に問題になっているのは輸入コンテナであると思われるところ、安全輸送マニュアルの英語版を外地の発荷主に対して周知をすることが必要ではないか。

議題（４）ガイドライン等の活用事例及び情報伝達の優良事例調査結果について

- システムを活用し情報伝達を行っている優良事例５社について、システムは内製か既製品か、他の事業者が利用できるか追加調査頂きたい。

議題（５）サイバーポートに関する取組

- コンテナ総重量の登録について、現在どの程度利用されているのか。
 - ⇒（港湾局計画課からの回答）
 - ✓ 令和４年３月時点で約１５０社が現在利用申請しているが、実務的な運用の増加は今後となる。今年度は実証事業として１７事業体に参加頂いてサイバーポートの利用に関する効果検証し、とりまとめているところ。コンテナ総重量の利用も含め、サイバーポートの利用を増やすよう努めてまいりたい。

以上